

ひかり幼稚園父母の会 慶弔細則

第1条 この細則は、ひかり幼稚園父母の会規約第13条により、ひかり幼稚園で生じた慶弔について次の事項を行う。

第2条 この細則の慶弔金は、慶弔の生じた年度の父母の会の会費をもって充てる。

第3条 慶弔金の種類と金額は次の通りとする。

種 類	対 象	金 額
見 舞 金	ひかり幼稚園に在籍する職員、並びに在園児が15日以上入院した場合	5,000 円
弔 慰 金	ひかり幼稚園父母の会会員、並びに在園児が死亡した場合	檜 一 対 20,000 円
	ひかり幼稚園に在籍する職員が死亡した場合	30,000 円
結婚祝金	ひかり幼稚園に在籍する職員が在籍中に結婚した場合	10,000 円

第4条 第3条に沿い慶弔金を給付する場合は、ひかり幼稚園父母の会会員の申し出により、父母の会顧問及び会長の承認を得るものとする。

第5条 慶弔金にかかる返礼は一切ないものとする。

第6条 ひかり幼稚園に在籍する職員が退職する場合、花束を贈呈する。金額については、役員会においてその都度協議し決定する。

第7条 その他、特に必要と認めた場合、顧問・会長が相談の上これを決定して慶弔の意を表す。

第8条 この細則は、ひかり幼稚園父母の会規約第15条に基づき変更することができる。

附 則 この細則は、平成25年4月24日より実施する。